

- 29 人生 100 年時代に適した Work Longer 社会は、老後の生活にも有利であり、さらに年金の受給開始時期は選択できること

人生 100 年時代に適した Work Longer 社会は、
老後の生活にも有利であり、さらに年金の受給開始時期は選択できること

1 理解し伝えるべき項目

(1) 社会保障制度には、税を主な財源として給付やサービスを行う「福祉的な制度」と、社会保険料を徴収し給付を行う「社会保険制度」がある。**日本の公的年金保険は、「社会保険制度」**である。

社会保険制度を採用する厚生年金保険では、保険料は賃金に応じて比例的に徴収され、年金も過去の保険料納付に応じて比例的に給付される。すなわち、**賃金が増えれば保険料も増えるが、その分、将来受給できる年金の額も増える**。このようにして、**就労に促進的**であり、**働いて保険料を納めれば納めるほどメリットがある**制度となっている。

(2) また、日本の年金財政の仕組みは「**賦課方式**」を採用している。賦課方式とは、その時の現役世代が負担する保険料をもとにそのときの受給世代の給付を賄う年金の財政方式のことであり、**現役世代から年金受給世代への仕送り**に近いイメージである。

老年医学会が明らかにしているように、**高齢者の若返り**、長寿化が進み「**人生 100 年時代**」となってきている今、収入の面では、**60 歳以降に雇用を延長**する企業が増え、サラリーマンであれば再就職して働き続けることがごく普通になってきている。これからは、高齢者がこれまでよりも**長く働く Work Longer 社会**になる。**この動きに則して、公的年金の被保険者期間を延ばす改革を行えば**、ひとりひとりが老後に**受給する年金の給付水準も高まる**。

(3) **高齢者の就労を阻害する要因とならないように**、年金受給者でありながら就労し、厚生年金保険料を納付する者(60 歳～64 歳)に対する年金支給額の調整(減額)の仕組みが**見直される**。具体的には、支給停止される範囲が縮小される(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の 28 万円から 47 万円に引き上げる)。

(4) また、同様に**高齢者の就労インセンティブを高める**ことを目的として、高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するように見直しが行われる。具体的には、**在職中の老齢厚生年金受給者(65 歳以上)の厚生年金の保険料納付実績**について、これまで退職時などにのみ年金額に反映されていたものを、退職などの要件を満たさずとも、**毎年定時に反映される**ようになる。

- 29 人生 100 年時代に適した Work Longer 社会は、老後の生活にも有利であり、さらに年金の受給開始時期は選択できること

(5) **高齢者が長く働く**ことに伴い、高齢者が自身の就労状況等に合わせ**て年金の受給方法を選択できる幅を広げられる仕組みが既にある**。現在、60 歳から 70 歳までの幅で選択することができる年金の受給開始時期について、さらに **75 歳まで繰り下げることができるように見直される**。これにより、高齢者の多様な就労、またそれに伴う**年金受給開始時期の選択の幅が広がり、高齢者の老後の生活設計に多様な選択肢**が生まれるようになる。

2 伝える際のポイント

- (i) 人生 100 年時代。高齢者の就労の機会が以前よりも増えていること

老年医学会が明らかにしているように、**高齢者の若返り**、長寿化が進み「**人生 100 年時代**」となってきた今、収入の面では、**60 歳以降に雇用を延長**する企業が増え、サラリーマンであれば再就職して働き続けることがごく普通になってきている。これからは、高齢者もこれまで**よりも長く働く Work Longer 社会**になる。**この動きに則して、公的年金の被保険者期間を延ばす改革を行えば、ひとりひとりが老後に受給する年金の給付水準も高まる**。

このように、**人々の若返りと長寿化**が進み、企業も **60 歳以降雇用を延長することが普通**になってきていることを踏まえれば、これまでよりも、**60 歳以降しばらくの間、必ずしも年金を収入のあてとしないケースが増加することが見込まれ**、年金制度もそういった**社会情勢に矛盾しない形に、まずはマイナーチェンジ**する必要がある。

- (ii) 年金は就労による賃金収入と調整（年金額の減額）される場合があるが改善されること

就労して厚生年金の保険料を納めている者の中には、老齢厚生年金を受給している者もいる。このうち、**60 歳台前半の者については、基本的には就労期間であるため、就労をもって生活を賄ってもらうという前提に立ちながらも、低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給していることから、一定以上の賃金収入がある年金受給者については、賃金と年金の合計額に応じて年金の支給停止**をしている。

この 60 歳台前半の在職老齢年金制度に関し、**高齢者の就労を阻害する要因とならないように、見直しが行われる**。具体的には、2022 年 4 月から、支給停止される範囲が縮小される（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が、現行の 28 万円から 47 万円に引き上げられる）。

- 29 人生 100 年時代に適した Work Longer 社会は、老後の生活にも有利であり、さらに年金の受給開始時期は選択できること

なお、**65 歳以降**については、**保険料負担をしている現役世代とのバランス**の観点から、一定程度の賃金を得ており、年金と賃金でそれなりの収入があれば年金制度の支え手に回ってもらうという考え方から**年金の支給停止**をしている。

- (iii) 納付された厚生年金保険の保険料が受給中の年金額に反映するには一定の条件が必要であったが改善されること

年金受給中の者が就労して厚生年金に加入している間、保険料の納付実績は積み重ねられていくが、その**納付実績が反映されるのは、退職などにより厚生年金の資格を喪失**し、1ヶ月以内に再度加入がない場合である。例えば、65 歳から 70 歳まで就労し厚生年金に加入し続ける者が年金を受給していた場合、その期間に納めた厚生年金の保険料が年金額に反映されるのは 70 歳となる。すなわち、**保険料を納めているにもかかわらず、5 年間、その実績が年金額に反映されないこと**となる。

しかし、納めた保険料が定期的に年金額に反映されるようになれば、年金受給者である高齢者にとっては、就労を続けるインセンティブになる。就労意欲を高めるためにも、**2022 年 4 月以降、65 歳以降の在職中の年金受給者について、年に一度、納付実績が受給中の年金額に反映されるようになる**。

- (iv) 年金受給開始時期の繰下げにより、繰り下げた分だけ増加した年金を受給できる仕組みがあること

公的年金は **65 歳（支給開始年齢）になったら必ず受給が始まるものかと言えば、必ずしもそうではない**。65 歳で請求せずに、66 歳～70 歳までの間に請求することによって**受給開始時期を繰り下げれば、受給する年金額が増額される**ことになる。

例えば、**受給開始時期を 70 歳まで繰り下げた**場合、65 歳から受給する年金額に**増額率 42%**を乗じた年金額を 70 歳から受給することができる。

これは、**高齢者が長く働く**ことに伴い、高齢者が自身の就労状況等に合わせて**年金の受給開始時期を選択できる仕組み**である。しかし、これまでは上限が 70 歳とされていたため、例えば、70 歳を過ぎても十分収入があり、年金の受給を開始する必要がない者であっても、年金の受給開始時期を繰り下げることができたのは、**70 歳まで**であった。

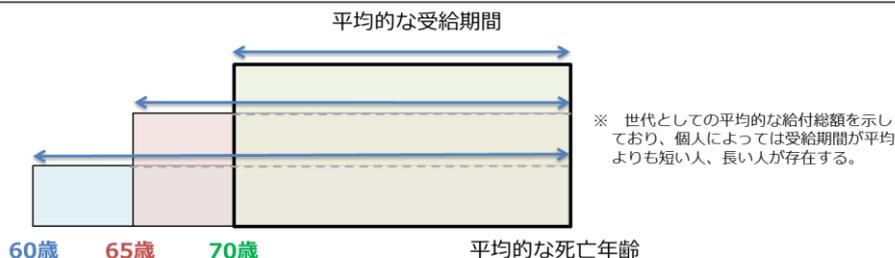
これからは、**さらなる高齢者の就労に対応**するために、既に 60 歳から 70 歳までの幅で選択することができた年金の受給開始時期を、**75 歳まで繰り下げることができるように見直され**、高齢者の多様な就労、またそれに伴う**年金受給開始時期の選択の幅を広げる**ことにより、**高齢者の老後の生活設**

29 人生 100 年時代に適した Work Longer 社会は、老後の生活にも有利であり、さらに年金の受給開始時期は選択できること

計に多様な選択肢が生まれるようになる。

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について(現行)

- ・ 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- ・ 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。
- ・ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率
減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。
・ 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰上げた月数 (60歳~64歳)
・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 繰下げた月数 (66歳~70歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

出典：厚生労働省

(v) 高齢者の就労と年金受給開始時期の繰下げにより、高齢者の就労の継続と年金の受給に関して幅広い選択肢があること

以上のように、**高齢者の就労への意欲と期待が高まっている社会**に合わせて、**①高齢者の就労を妨げず促進する制度にするほか、また、高齢者の就労の促進に合わせてこれまでよりも年金の受給に頼らず老後を過ごす期間も増えることから、②就労の結果を年金の増額に結びつけつつ、年金の受給開始時期についてより選択の幅を持たせ、年金の増額を図れるようにするなど、これまでよりも多様な高齢者の生活様式(就労期間と年金受給開始時期)に対応できる年金制度**になる。

年金制度は国民の老後の生活を支える重要な制度であることから、国民の生活様式に合わせた制度へと常に改変していくことが求められている。

3 振り返り

(1) 長寿化により**人生 100 年時代**と言われるようになり、**高齢者の働き方、社会でのありかた、年金受給の仕方**はこれまでとどう変わっていきと考えられるか。

29 人生 100 年時代に適した Work Longer 社会は、老後の生活にも有利であり、さらに年金の受給開始時期は選択できること

(2) 高齢者の社会での役割の変化、Work longer に合わせて、年金制度はどのように変わって行くべきか。